

不登校重大事態報告までの流れ

大町町教育委員会の対応

覚知報告(第1報)を受付

○大町町教育委員会は、覚知報告(第1報)が提出された際、いじめによる欠席があるかを常に確認する。いじめによる欠席(疑いを含む)があると判断した場合、直ちに佐賀県教育委員会に報告する。

認知報告(第2報)を受付

○大町町教育委員会は、報告書の内容を確認し、いじめによる欠席(疑いを含む)が続いている場合、以下の対応を行う。

- ・いじめの内容及び対応の詳細を電話等で学校から聞き取り、その結果と併せて直ちに佐賀県教育委員会に報告する。
- ・学校に対し、状況の変化等があれば、随時、大町町教育委員会に報告するよう指導する。

欠席日数10日(第3報を受付)

○不登校重大事態の恐れがある事案の発生について、大町町教育委員会は、佐賀県教育委員会に報告する。

○大町ひじり学園いじめ対策本部を開催する。大町町教育委員会は会議結果を佐賀県教育委員会に報告する。

欠席日数20日(第4報を受付)

○不登校重大事態となる可能性がある事案の発生について、大町町教育委員会から佐賀県教育委員会に報告する。

欠席日数27日

○不登校重大事態の事案の発生を町長に報告する可能性があることを、大町町教育委員会から佐賀県教育委員会に報告する。

欠席日数30日

○町長と佐賀県教育委員会に報告する。※いじめの疑いを含む

- ・学校から正式報告が届き次第、文書にて提出

(報告内容)

- ①学校名
- ②対象児童生徒氏名、学年、性別等
- ③欠席期間
- ④報告時点の対象児童生徒の状況
- ⑤重大事態の判断根拠